

# ま え が き

大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、東西 50.8km、南北 24.4km、面積 502.39km<sup>2</sup> と広い市域を有しています。周辺部には山々が連なり緑豊かで、これらの山々を縫うように県下の二大河川であり本市主要水源でもある大野川と大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。また、気象は瀬戸内海気候に属し、温暖で、自然条件に恵まれた地域です。

本市の水道事業は、大正 14 年に水源を大分川伏流水として事業に着手し、昭和 2 年に給水を開始しました。以来拡張事業を重ね、現在は 8 浄水場から給水しています。水源は表流水が 97%、残りは地下水となっています。本市の水道事業は、昭和 2 年に給水を開始して以降、主要浄水場をはじめ配水池や管路など水道施設の整備拡充の推進、ななせダム（大分川ダム）建設事業への参画など、安定給水の確保に取り組み、令和 5 年度の給水普及率は 99.85%に達し、市内広域に水道水を供給しています。

水道事業を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、本市の人口は平成 28 年度をピークに減少に転じ、すでに人口減少社会を迎えました。今後、水道料金収入の減少も懸念される一方で、高度経済成長期や水道事業拡張により、大量に整備した管路や施設の老朽化が進行しており、更新需要増による経費の増加が見込まれます。これらの課題や、環境保全への社会的要請に対応するために、本市では令和 5 年 3 月に「大分市上下水道事業経営ビジョン」を策定し、将来にわたる持続可能な水道事業を目指しています。

本市水道事業における水質管理は、上記ビジョンを踏まえ、水源流域の関係機関との連携を図ると共に、自己検査体制の長所を活かし、水源から給水栓水までの水道システム全体を一元的に管理しています。さらに、浄水処理に関する調査・研究も積極的に行い、安全で安心して飲める水道水を提供し続ける体制の充実を図っております。また上記ビジョンにおいては、将来にわたり適切な水質管理と組織力の強化を図るため、公益社団法人日本水道協会が定めた品質保証基準である「水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）」の認定取得を目標として掲げたところですが、令和 5 年度にこれを達成し、水道 GLP に基づく品質管理システムの運用を開始したところです。

本水道水質管理年報は、令和 5 年度に本市が実施したこれらの水質管理にかかる水質検査の結果を取りまとめたものです。

## 水道 GLP の認定取得について

大分市上下水道局上下水道部浄水課水質管理室は、水質検査についての高い技術力を有していることが評価され、令和 6 年 2 月 20 日付で公益社団法人日本水道協会から「**水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）**」の認定取得機関として認められました。

水道 GLP は、水道水質検査機関が行う水道水質検査結果の精度と信頼性を確保するため、公益社団法人日本水道協会が定めた品質保証基準です。

GLP は「Good Laboratory Practice」の略称で、「優良試験所規範」と訳されます。日本水道協会の厳正な審査に合格することにより、品質管理システムおよび水質検査に関する高い技術を有した検査機関であると認められたことになります。

今後とも、品質管理システムの運用と検査技術の向上を継続的に図り、皆様に安心して水道水をご利用いただけるよう努めてまいります。

### 【水道 GLP 認定の内容】

- (1)適 用 基 準：水道水質検査優良試験所規範
- (2)認 定 機 関：公益社団法人日本水道協会水道 GLP 認定委員会
- (3)認 定 範 囲：水道水質基準項目（51 項目）水道水・浄水
- (4)認 定 番 号：JWWA-GLP153
- (5)水 質 検 査 機 関 名：大分市上下水道局上下水道部浄水課水質管理室
- (6)認 定 日：令和 6 年 2 月 20 日（初回認定）
- (7)有 効 期 限：令和 10 年 2 月 19 日

### 【水道 GLP 認定マーク】



JWWA-GLP153



水道 GLP 認定証授与式